

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第3192号及び第3193号)

令和7年4月22日

横情審答申第3192号及び3193号

令和 7 年 4 月 22 日

横浜市長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 松 村 雅 生

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく諮問
について（答申）

令和5年6月16日旭高第446号及び第447号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「特定文書番号 審査請求に係る裁決書の謄本について（送付）」の一部
開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、別表の「決定通知書記載の行政文書」を特定し一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、別表の「開示請求書記載の行政文書」の開示請求に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和5年5月12日付で行った別表の「決定通知書記載の行政文書」（以下「本件審査請求文書」という。）の各一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第1号に該当するため一部を不開示としたものであって、その理由は、「個人の氏名及び住所は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため」と要約される。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

実施機関から横浜市情報公開・個人情報保護審査会の特定番号の答申書を手交されたが、第二部会の第9条等に対する答申とは真逆の答申に対し、一年間も審議なく間隔をあけている審議に、同審査会からの答申ではないと疑念を感じ、実施機関が主張された論拠に対する論拠文書及び論拠に対する論証文書の開示を求め、「特定年月日付特定文書番号により審査請求を棄却します」との裁決書に係る審査請求人に対する「事案の概要」の閲覧開示を請求している。

したがって、「特定文書番号 審査請求に係る裁決書の謄本について（送付）」と掲題する本件処分は違法で不当である。取り消した上で、開示するよう求める。

5 審査会の判断

(1) 本件審査請求文書について

ア 開示請求書の記載から、本件審査請求文書は、特定年月日付の裁決書（特定文書番号）に係る当該審査請求の事案の概要が記載された行政文書であると解される。

イ 本件開示請求に対し、実施機関は、本件審査請求文書を特定して開示した。本件審査請求文書は、特定年月日付特定文書番号の裁決書の謄本及びその送付文から成り、当該裁決書の謄本には、「裁決の理由は、別添の答申における判断と同様です」と記載され、特定番号の答申書が添付されている。実施機関は、送付文に記載された送付先住所及び氏名を、条例第7条第2項第1号に該当するとして不開示としている。

ウ 審査請求人は、本件審査請求文書以外の行政文書の開示を求めていると解されるので、本件審査請求文書の特定の妥当性について、以下、検討する。

(2) 本件審査請求文書の特定の妥当性について

本件開示請求書において審査請求人が開示を求めているのは、「特定年月日付特定文書番号・・・の裁決書に係る「事案の概要」」であるが、当審査会で本件審査請求文書を確認したところ、裁決書謄本に添付されている特定番号の答申書には、まさに当該裁決書に係る事案の概要が記されていた。したがって、実施機関が本件開示請求に対して本件審査請求文書を特定したことは、首肯できる。

(3) 審査請求人は、その他縷々主張するが、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件審査請求文書を特定し一部開示とした決定は、妥当である。

(第五部会)

委員 久末弥生、委員 萩野寛雄、委員 吉田仁美

別表

答申番号	諮問	開示請求書記載の行政文書	決定通知書記載の行政文書
第3192号	令和5年6月16日 旭高第446号	令和5年3月31日付旭高第2905号により審査請求を棄却します。との裁決書に係る審査請求人に対する「事案の概要」	旭高第2905号 審査請求に係る裁決書の謄本について（送付）
第3193号	令和5年6月16日 旭高第447号		

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和5年6月16日	・実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和7年2月25日 （第8回第五部会）	・審議
令和7年3月25日 （第9回第五部会）	・審議